

# 昭島市教育振興基本計画 (素案)

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和3年12月

昭島市教育委員会



# 目 次

## 第1章 昭島市教育振興基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の位置づけと計画期間	5
3 昭島市教育委員会の教育目標及び基本方針	7
4 計画の進行管理	10
5 SDGsとの関連	12

## 第2章 学校教育の推進

### 基本施策 1 確かな学力の定着

1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進	16
2 理数教育の充実	18
3 読書活動の推進と言語能力の育成	18
4 個に応じた支援の充実	20

### 基本施策 2 豊かな心の醸成

1 人権教育の推進	22
2 道徳教育の充実	23
3 体験活動の充実	24
4 健全育成の推進	25

### 基本施策 3 健やかな体の育成

1 体力向上の推進	27
2 学校給食・食育の充実	29
3 学校保健安全の推進	30

### 基本施策 4 輝く未来に向かって

1 幼・保・小・中が連携した教育の充実	32
2 日本の伝統・文化に関する教育の充実	33
3 学校、家庭、地域・社会との連携・協働	34
4 学校の教育力の向上	35
5 教育環境の整備	36
6 情報教育の推進	37
7 環境教育の推進	38
8 国際理解教育の推進	39
9 キャリア教育の推進	40

## 第3章 生涯学習の推進

### 基本施策1 文化芸術活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

- 1 文化芸術活動への支援
- 2 文化芸術に接する機会の充実
- 3 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

### 基本施策2 文化財の保護・調査・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- 1 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- 2 文化財の活用と継承の支援

### 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- 2 スポーツ・レクリエーション環境の整備
- 3 人材の育成・地域交流の促進

### 基本施策4 図書館活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

- 1 多様な情報・資料の提供
- 2 図書館利用の促進
- 3 図書館を拠点とした活動の支援
- 4 誰一人取り残さない環境の整備

### 基本施策5 生涯を通じた学習活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

- 1 学習機会の提供
- 2 学習活動の支援
- 3 学習成果の活用

## 第4章 各施策における政策指標


- 1 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（未）
- 2 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（未）

## 資 料

- 1 昭島市教育に関する大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（未）
- 2 パブリックコメント等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（未）

### <用語解説について>

解説が必要な用語には番号をつけ、下段または次ページに解説を記載しています。



# 第1章 昭島市教育振興基本計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 昭島市教育委員会の教育目標及び基本方針
- 4 計画の進行管理
- 5 SDGsとの関連

# 1 計画策定の背景と趣旨

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的変化やデジタル化の加速など変化の激しいこれからの時代には、教育も社会の状況に即した対応が必要です。また、世界中で猛威をふるい、未だ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症は、人々の日常生活や社会経済活動に深刻な影を落とし、教育を取り巻く環境にも多くの影響をもたらしました。

世界的な変化の潮流の中で、国際社会共通の目標である SDGs<sup>1</sup>の理念を踏まえ、国が推進するデジタルトランスフォーメーション(DX)<sup>2</sup>の流れに対応しつつ、社会の変化を柔軟に受け止め、自ら考え、行動できる人づくりをしていくことが教育には不可欠です。

教育委員会では、平成 22(2010)年 3 月に「昭島市教育振興基本計画(平成 22 年度から平成 26 年度)」を策定し、「たかめあい」「きずきあい」「まもりあい」「ささえあい」「ふれあい」「まなびあい」をキーワードとして教育行政における施策を展開してきました。平成 27(2015)年 1 月には「第 2 次昭島市教育振興基本計画(平成 27 年度から平成 32 年度)」を策定し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育を推進するとともに、子どもたち一人ひとりの多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を「生きる力」を培うために「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」「生涯学習の推進」を 5 つのプランを柱とした各施策を展開してきました(※新型コロナウイルス感染症の影響で計画を 1 年延伸しました)。

東京都では、令和元(2019)年度から 5 年間を計画期間とした「東京都教育ビジョン(第 4 次)」を策定しました。これは、東京都における「教育振興基本計画」として位置づけられ、東京都が目指すこれからの教育の方向性を示したものです。基本的な方針に「子供の知・徳・体を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う」「学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる」の 2 つを定め、これに基づいた施策展開の方向性を定めています。

教育委員会では、この昭島市教育振興基本計画に基づき、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる、「たくましい昭島っ子」の育成を図り、子どもたちが学んで楽しい、先生が教えて楽しいと実感できる、楽しい学校づくりを目指します。

また、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を基本に、誰もが生涯にわたり自分の意思で自由に学ぶことができる環境を整え、多様な学習活動やスポーツ、文化芸術活動の振興に努めます。

---

<sup>1</sup>SDGs・・・「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。2015(平成 27)年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた 2030 アジェンダ(2030 年までに達成する計画)の中核として記載されている国際社会共通の目標です。人権や福祉、経済、環境問題など幅広く 21 世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17 の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169 のターゲット」で構成されています。

<sup>2</sup> デジタルトランスフォーメーション(DX)・・・コンピューターやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前の IT 化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。国においてはデジタル庁の新設をはじめとし、デジタル化の強力な推進が最重要課題に位置づけられました。

## 2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン(第4次)」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、令和4(2022)年3月に策定された「昭島市総合基本計画(令和4年度から令和13年度)」は、昭島市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画で、基本構想と基本計画で構成され、基本構想において、「人間尊重」と「環境との共生」を普遍的なまちづくりの理念として掲げています。

この理念に基づき、恵まれた水と緑の環境を引き継ぎ、互いを尊重し合い、人と人とのつながりを大切にするまちづくりを進めるため、将来都市像(まちづくりの目標)を「水と緑が育む ふるさと昭島～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」と定めています。この将来都市像には、地域の多様な主体が関わり合うことによって、一人では決して生み出せない意外性のある新しい魅力を創り出し、このまちに暮らす人、このまちで生業をする人、このまちに関わるすべての人々にとって、ふるさととして誇りと愛着を持てるような、笑顔あふれる楽しいまち「ふるさと昭島」を目指すという思いが込められています。

総合基本計画では、将来都市像の実現のため、施策の方針となる大綱を定めています。学校教育の分野では「未来を担う子どもたちが育つまち」、生涯学習の分野では「文化芸術、スポーツの振興を図るまち」を掲げ、施策の大きな方向性を示しています。

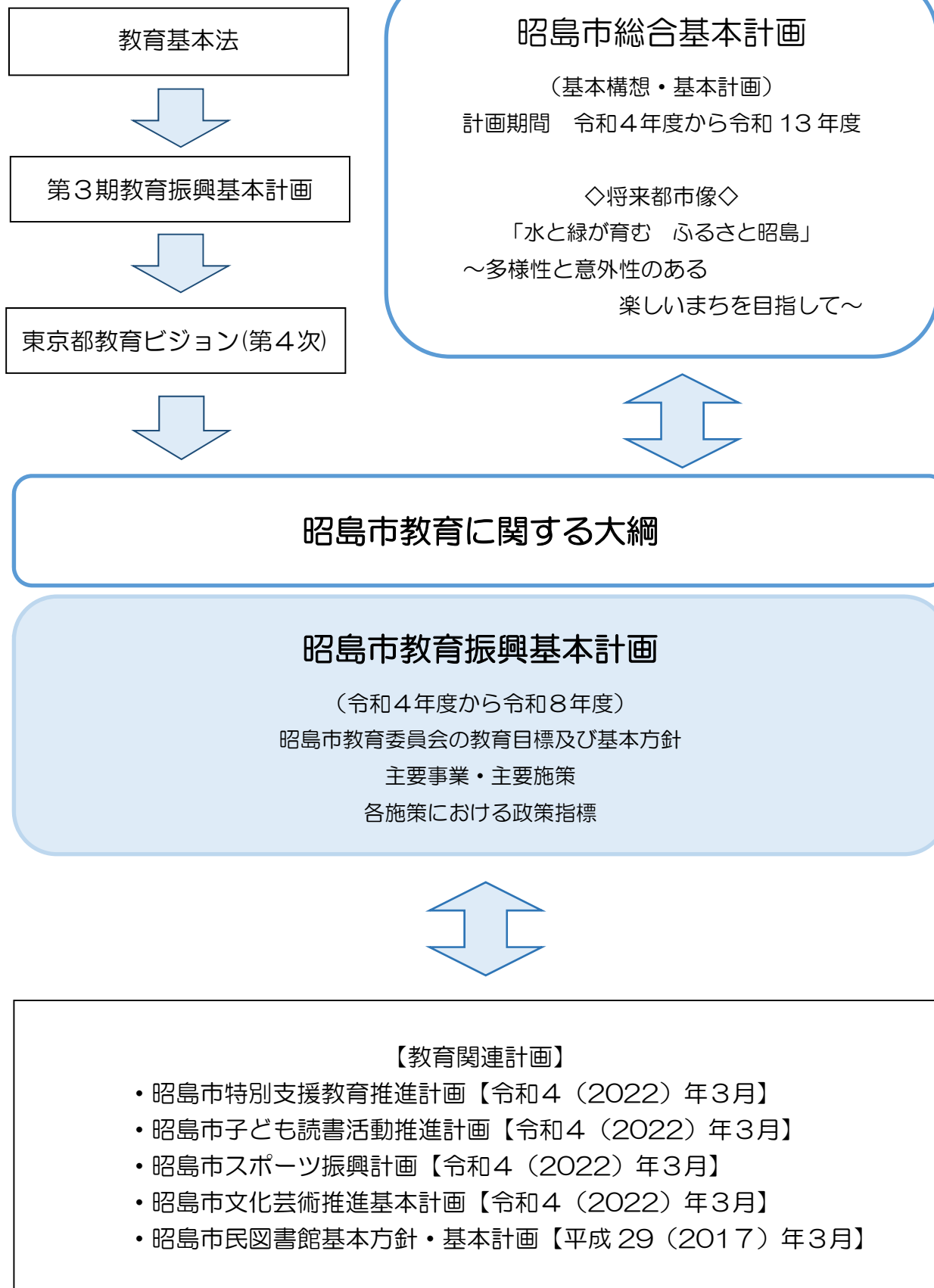
また、「昭島市教育に関する大綱」は、平成27(2015)年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、平成27(2015)年5月に策定されました。本大綱についても、社会状況の変化を踏まえ、新たな総合基本計画及び教育振興基本計画との整合性を図るため、市長と教育委員会で構成される総合教育会議において協議がなされ、令和4(2022)年3月に改めて策定されました。

これらを踏まえ、本計画は、総合基本計画の分野別計画であり、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置づけられます。

特に生涯学習において、平成25(2013)年に策定した「あきしま学びぶん(第2次昭島市生涯学習推進計画)」を本計画に内包することにより、本計画を学校教育分野及び生涯学習分野における教育関連施策の総合的な計画として位置づけます。

教育委員会は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度の5年間を計画期間として、主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

<計画の位置づけ>





## 教育基本法

### （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 3 昭島市教育委員会の教育目標及び基本方針

昭島市教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とした教育を推進する。

子どもたちが常に心身ともに健康で生きがいを持ち、創造性に富み、社会の一員としての自覚を有し、人間性豊かな市民として成長することを目指し、その実現に努める。

学校教育においては、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心をはぐくみ、個性を生かすための教育を推進する。

社会教育においては、地域の文化、教育、スポーツ活動を通して市民誰もが、あらゆる機会に、生きる喜び、学ぶ楽しさを得られ、生涯にわたって主体的に学び続けることができ、市民相互と地域のつながりを育てていく生涯学習社会の実現を目指す。

子どもから高齢者までが生涯にわたっていきいきと学習できる環境の充実を図り、もって豊かな文化の創造とふるさと昭島を愛する心を育て、且ついのちの大切さや環境との共生を考え、ひろく国際社会に貢献できる人材の育成を図る。

【平成15（2003）年1月16日昭島市教育委員会決定】

## 【学校教育の目標及び基本方針】

### 1 目標

教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神と基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成します。また、持続可能な社会づくりに貢献する資質・能力を育むため、全教育活動に SDGs の目標を関連させた学習を展開し、学校・家庭・地域の密接な連携のもと、ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成を目指します。

### 2 基本方針

教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を養うための教育を実施するとともに、学習指導要領<sup>1</sup>の理念である「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、本市の教育振興基本計画に基づき教育を推進する4つの施策、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」を推進します。

学校は、本目標及び基本方針に基づいて、それぞれが立案する教育推進計画の実現に向けて教育活動を推進します。

#### ○確かな学力の定着

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、ICT を効果的に活用するなど、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善と、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図ります。
- ・児童・生徒の発達段階を踏まえ、個に応じた指導を充実させるとともに、児童・生徒の学習習慣の確立を図ります。

#### ○豊かな心の醸成

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、多様な価値観を自己の生き方を深められるよう人権教育、道徳教育や体験的な学習を充実させ、児童・生徒の豊かな心を育成します。
- ・児童・生徒の健全育成を図るための取組を推進し、教育相談体制の充実を図ります。

#### ○健やかな体の育成

- ・児童・生徒が健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すよう、生涯にわたって運動に親しむ態度や関心・意欲を高める取組を推進し、健やかな体の育成を図ります。
- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、食育の取組を推進します。

#### ○輝く未来に向かって

- ・義務教育を円滑にスタートさせるため、就学前教育との連携の充実と、義務教育9年間を見通した育てたい児童・生徒像に基づいた小・中学校の連携を図ります。
- ・国際社会において活躍できるグローバルな人材の育成を図るため、伝統・文化に関する教育、環境教育、国際理解教育を推進します。
- ・社会に開かれた教育課程を通して学校の教育力の向上を図るとともに、キャリア教育を推進し、将来、児童・生徒が自立できる基礎を培う指導の充実を図ります。

<sup>1</sup> 学習指導要領・・・学校教育法及び同法施行規則の規定に基づいて、文部科学大臣が告示という形で定めている。学校において一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならない。新学習指導要領は、平成 29（2017）年 3 月に告示され、小学校は令和 2（2020）年度から、中学校は令和 3（2021）年度から実施されている。

## 【生涯学習推進の目標及び基本方針】

### 1 目標

昨今の少子高齢化、高度な情報化、グローバル化の進展により、市民を取り巻く生活環境が、急激に変化する中、人々のライフスタイルや価値観も多様化し、日常生活全般にわたる様々な課題が挙げられています。特に、人生100年時代には、SDGsの理念である“誰一人取り残さない”を基本に、高齢者から若者まですべての人々に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。

そのためには、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生活や地域での活動に生かすことができる生涯学習社会の実現へ向けて、市民それぞれの能力や必要性に応じ、「だれもが、いつでも、どこでも」気軽に学習し、互いにふれあい、家庭や地域の教育力を高める多様な学習活動をはじめ、スポーツ、文化芸術など市民の自主性を尊重した生涯学習を推進する必要があります。このような学びを推進するための目標を「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」と定めま

### 2 基本方針

教育委員会は、市民の生涯学習を推進するための機関として、学習のきっかけづくりから、学習活動の支援、様々な生活課題の解決に向けた自主的な学習、更に文化芸術の振興、スポーツ活動への援助など、市民それぞれのニーズに応じた学習に必要な環境整備を図る必要があります。

そのため、市民の自己実現を求める多様なニーズを的確に把握しながら、市長部局や教育機関をはじめ、関係行政諸機関・民間活動諸団体との連携を図り、昭島市総合基本計画に基づき総合的かつ体系的に実施します。

施策については、「文化芸術活動の促進」、「文化財の保護・調査・活用」、「スポーツ・レクリエーションの振興」、「図書館活動の充実」、「生涯を通じた学習活動の推進」の5つの施策について推進します。

#### ○文化芸術活動の促進

誰もが文化芸術を身近に接する機会や活動する場と機会の充実に努めます。

多様で幅広い分野との連携を図りながら文化芸術を中心とした地域の活性化を推進します。

#### ○文化財の保護・調査・活用

地域の暮らしのなかで守られ、継承されてきた文化財を、先人の知と技の結集と捉え、貴重な地域文化として活用するとともに、その調査・研究と保護・保存の推進を図ります。

#### ○スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送れる施策を推進します。

#### ○図書館活動の充実

本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場となるよう、多様な情報・資料の提供に努めるとともに、図書館を拠点とした活動の支援を図ります。

#### ○生涯を通じた学習活動の推進

誰もが生涯にわたり自分の意思で自由に学ぶことができる環境を整え、市民相互と地域のつながりと絆を育てます。

# 基本施策

## 【学校教育の推進】

### 基本施策1 確かな学力の定着

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
- 2 理数教育の充実
- 3 読書活動の推進と言語能力の育成
- 4 個に応じた支援の充実

### 基本施策2 豊かな心の醸成

- 1 人権教育の推進
- 2 道徳教育の充実
- 3 体験活動の充実
- 4 健全育成の推進

### 基本施策3 健やかな体の育成

- 1 体力向上の推進
- 2 学校給食・食育の充実
- 3 学校保健安全の推進

### 基本施策4 輝く未来に向かって

- 1 幼・保・小・中が連携した教育の充実
- 2 日本の伝統・文化に関する教育の充実
- 3 学校、家庭、地域・社会との連携・協働
- 4 学校の教育力の向上
- 5 教育環境の整備
- 6 情報教育の推進
- 7 環境教育の推進
- 8 国際理解教育の推進
- 9 キャリア教育の推進

## 【生涯学習の推進】

### 基本施策1 文化芸術活動の促進

- 1 文化芸術活動への支援
- 2 文化芸術に接する機会の充実
- 3 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

### 基本施策2 文化財の保護・調査・活用

- 1 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- 2 文化財の活用と継承の支援

### 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- 2 スポーツ・レクリエーション環境の整備
- 3 人材の育成・地域交流の促進

### 基本施策4 図書館活動の充実

- 1 多様な情報・資料の提供
- 2 図書館利用の促進
- 3 図書館を拠点とした活動の支援
- 4 誰一人取り残さない環境の整備

### 基本施策5 生涯を通じた学習活動の推進

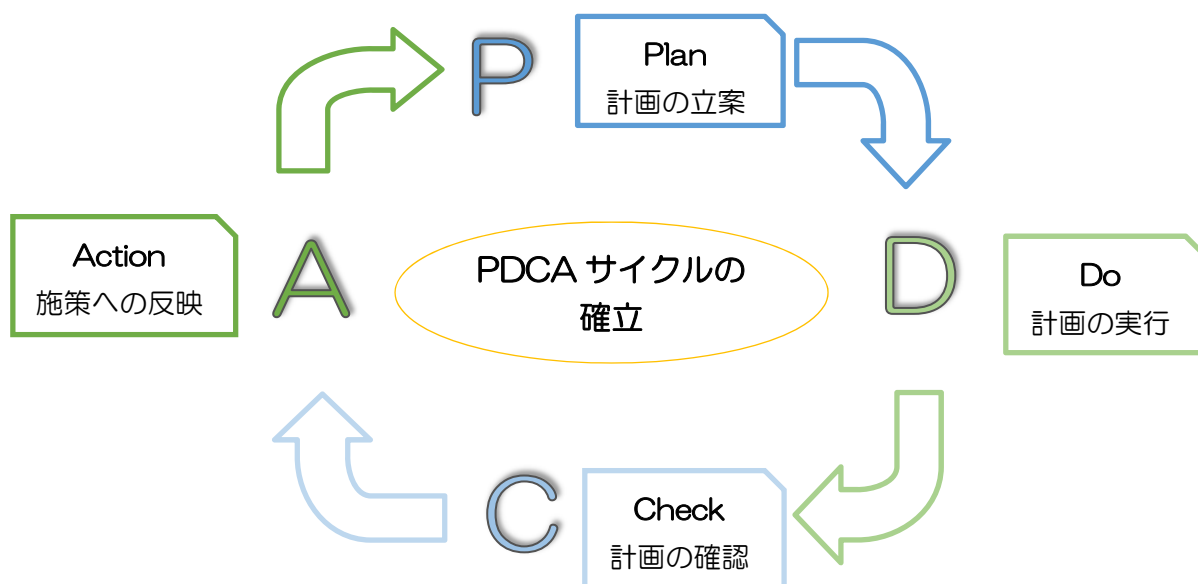
- 1 学習機会の提供
- 2 学習活動の支援
- 3 学習成果の活用

## 4 計画の進行管理

本計画は、市の総合基本計画や国・東京都における施策等において新たな展開や見直しがあった場合には、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の進行管理にあたっては、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠（エビデンス）を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルの確立を進めていきます。これに基づき、施策の実施状況を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行について、毎年度、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表します。

さらに、計画の最終年度である令和 8（2026）年度には 5 年間の検証・評価を行い、次期の計画を作成する基礎とします。



## 5 SDGsとの関連

SDGs（エスディーゼーズ）とは、2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。英語の「Sustainable Development Goals（サステナブル ディベロップメント ゴールズ）」の頭文字をとってSDGsと呼びます。






「Sustainable」は「持続可能性」、「Development」は「開発」、「Goals」は「目標」という意味で、日本語訳では「持続可能な開発目標」となります。

SDGsでは、社会・経済・環境と人の営み全てに関わる「17の目標」が設定されており、17の目標の下には、目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。

この目標を2030（令和12）年までに全世界で達成することを目指しています。昭島市総合基本計画では、SDGsを推進するため、基本施策ごとにSDGsの目標を明示し、市民・事業者・行政それぞれの意識を高めつつ取り組んでいます。

教育分野では、SDGsが掲げられる前の2002（平成14）年に、「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が提唱され、昭島市教育委員会においても、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育に取り組んできました。こうした時代の要請を踏まえ、持続可能な社会の担い手を育てるため、教育振興基本計画でも、基本方針の下の基本施策ごとにSDGsの目標を明示し、学校・市民・教育委員会がそれぞれ意識しながら、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

### <SDGsの17の目標>

	<p>①貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>②飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
	<p>③すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>④質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>⑤ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>

	<p>⑥安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
	<p>⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>⑧働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>⑨産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
	<p>⑩人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>⑪住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>⑫つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>⑬気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>⑭海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>⑮緑の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>⑯平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>⑰パートナーシップで目標を達成しよう 実施手段を強化し「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</p>

※第2章・第3章では、基本施策に主に関連する、SDGs 17の目標のアイコンを表示しています。





## 第2章 学校教育の推進

### 基本施策 1 確かな学力の定着

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
- 2 理数教育の充実
- 3 読書活動の推進と言語能力の育成
- 4 個に応じた支援の充実

### 基本施策 2 豊かな心の醸成

- 1 人権教育の推進
- 2 道徳教育の充実
- 3 体験活動の充実
- 4 健全育成の推進

### 基本施策 3 健やかな体の育成

- 1 体力向上の推進
- 2 学校給食・食育の充実
- 3 学校保健安全の推進

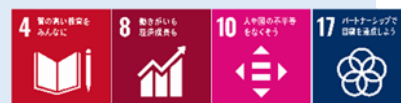
### 基本施策 4 輝く未来に向かって

- 1 幼・保・小・中が連携した教育の充実
- 2 日本の伝統・文化に関する教育の充実
- 3 学校、家庭、地域・社会との連携・協働
- 4 学校の教育力の向上
- 5 教育環境の整備
- 6 情報教育の推進
- 7 環境教育の推進
- 8 国際理解教育の推進
- 9 キャリア教育の推進

# 基本施策 1 確かな学力の定着

## 1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と主体的・対話的

### で深い学びの実現に向けた授業改善の推進



#### 施策の方向性

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける子どもたちを育成するためには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。

子どもたちにこうした資質・能力を育成していくために、全ての教員が「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、少人数指導等きめ細かな指導の充実を図ります。

また、各学校はカリキュラム・マネジメント<sup>1</sup>を通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していきます。

- (1) 教職員の指導力の向上
- (2) 授業改善の推進
- (3) 個に応じた指導の充実
- (4) 子どもたちの実態に即した教科用図書の採択と副読本の作成

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1-(1)	教職員の研修の充実 【指導課】	校長・副校長研修、主幹・主任教諭研修など、職層に応じた研修の実施やOJT <sup>2</sup> の充実を図ります。
1-(1)	若手教員の育成 【指導課】	初任者から3年次までの教員の指導力を育成するために、計画的な研修を実施します。
1-(1)	教育研究会との連携 【指導課】	教育委員会は、教員の研究の場である小学校教育研究会・中学校教育研究会と連携し、指導力の向上を図ります。
1-(1)	教育委員会研究 指定校制度の活用 【指導課】	様々な教育課題への対応や施策の推進を図るために研究推進校を指定し、全校で研究成果を共有し、教育活動を推進します。
1-(1)	大学との連携による授業 改善の推進 【指導課】	大学教授等の有識者による授業観察を通して、個々の教員の課題を分析し、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

1-(1)	教員における リーダー層の育成 【指導課】	各学校において、中核となって活躍する管理職を計画的に育成するため、若手からミドルリーダー層までの教員に、学校マネジメント能力の育成を図る研修を実施します。
1-(2)	学力調査の実施 【指導課】	国の学力調査 <sup>3</sup> を小学校第6学年と中学校第3学年で、都の学力調査 <sup>4</sup> を小学校第4学年から中学校第3学年までで実施し、それらの結果に基づく成果と課題を授業改善の指標の一つとします。
1-(2)	授業改善推進プランの 作成・活用 【指導課】	各学校において、各学力調査の結果から成果と課題を分析し、「授業改善推進プラン <sup>5</sup> 」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、子どもたちの学力の定着を図ります。
1-(2)	学習規律の徹底 【指導課】	授業内容の確実な定着を図るために、各学校が学習スタンダードを作成し、学習規律の徹底を図ります。
1-(3)	習熟度別指導等の実施 【指導課】	少人数習熟度別学習 <sup>6</sup> など、子どもたちの実態に合わせた指導を実施するとともに、各学校において、東京都のガイドラインに基づいた効果的な指導法を研究します。
1-(3)	東京ベーシック・ドリルの 活用【指導課】	小学校第4学年までに習得すべき基礎的・基本的内容のドリルについて、電子版も活用して、一人ひとりの子どもに応じた指導を行います。
1-(3)	土曜日・放課後補習の 実施【指導課】	学校と教育委員会が連携し、土曜日や放課後に子どもたちの学習状況に応じて補習を行い、確かな学力の定着を図ります。
1-(4)	教科用図書採択 【指導課】	小・中学校で使用する教科用図書が子どもたちの実態に合ったものとなるよう選定資料を作成し、教育委員会でも適正に採択します。
1-(4)	社会科副読本の編集・ 作成【指導課】	昭島市について学ぶ、「わたしたちの昭島市」を作成し、小学校第3・4学年の社会科の学習で活用します。

<sup>1</sup> カリキュラム・マネジメント・・・各学校において、子どもや学校、地域の実態を適切に把握し、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること」、「教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること」、「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること」などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

<sup>2</sup> OJT・・・On the Job Trainingの略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組。ここでは、学校内における人材育成の取組を指している。東京都教育委員会は、「OJTガイドライン」（平成27年（2015年）10月 改正版）を示し、学校におけるOJTの実践を求めている。

<sup>3</sup> 国の調査（全国学力・学習状況調査）・・・国により、小学校第6学年と中学校第3学年で実施する調査で、国語、算数・数学、理科、英語（理科、英語は3年に1回程度実施）、意識調査がある。国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

<sup>4</sup> 都の調査（児童・生徒の学力向上を図るための調査）・・・東京都教育委員会により小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒に対して実施する意識調査である。

<sup>5</sup> 授業改善推進プラン・・・国や東京都の学力・学習状況調査の結果を基に、各学校は「授業改善推進プラン」を作成し、自校の課題と課題解決の方策を示し、保護者・地域に公開している。

授業改善推進プランには、おおむね次のような内容が記載されている。

・学力向上を図るための全体計画 ・調査結果の教科別・観点別の分析  
 ・全教科についての指導方法の課題分析と改善策 ・全教科についての補足的・発展的な学習指導の計画

<sup>6</sup> 少人数習熟度別学習・・・各教科の授業において、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で指導したり、習熟度別にグループを分けたりして一人ひとりの児童・生徒の実態に応じて指導したりすること。

## 2 理数教育の充実



### 施策の方向性

急速に技術革新する現代社会において、科学技術の分野で新たな価値を創造できる人材を育成するためには、子どもたちの理科や算数・数学への関心を高めるとともに、理数教育の一層の充実を図ることが必要です。

各学校において、理科、算数科・数学科の授業改善を行うとともに、地域資源を活用した理科、算数科・数学科授業の充実や、理科教育推進担当教員等の活用を図ります。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2	理数教育における 各学校の取組の推進 【指導課】	理科、算数科・数学科における知識・技能を身に付け、それらを活用して、日常生活における様々な科学的事象や未知の課題を探究する学習や、自ら研究した成果を発表する取組を推進します。
2	地域資源の活用による 授業の充実【指導課】	地域の人材や企業・自然などの地域資源、学生等のボランティアを活用した理科、算数科・数学科授業の充実を図ります。
2	理科教育推進担当教員等 の活用 【指導課】	理科教育推進担当教員や小学校教育研究会理科部の教員を活用して、初任者研修等で実験・観察の実習や理科全般に関わる講義・演習などを実施します。

## 3 読書活動の推進と言語能力の育成



### 施策の方向性

言語能力は、全ての学習の基盤となる資質・能力です。子どもたちの語彙を豊かにし、言語能力の育成を図るには、各教科等における言語活動の充実とともに読書活動の充実を図ることが大切です。

各学校で読書活動全体計画を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭<sup>1</sup>、学校司書及びボランティアなどが連携して、子どもたちの読書活動を一層推進します。

また、学校図書館と市民図書館の利用を促進し、読書活動を通して豊かな感性や情緒を育み、言語能力の育成を図ります。

- (1) 読書活動の推進
- (2) 学校図書館の充実
- (3) 言語能力の育成

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3-(1)	全校一斉朝読書の実施 【指導課】	朝読書の実施により、言語能力の向上を図るとともに、豊かな感性や情緒を育みます。
3-(1)	読み聞かせの実施 【指導課】	学級担任や上級生、ボランティア等による「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。
3-(1)	学校図書館、市民図書館 の利用促進【指導課】	子どもたちの探究的な学習の促進を図るために、調べ学習など図書館を活用した授業実践を行います。
3-(2)	学校図書館の蔵書の充実 【庶務課】	子どもたちに親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料の充実に努めます。
3-(2)	学校司書の派遣と図書 ボランティアによる 活動の推進【指導課】	各学校に学校司書を派遣し、読書活動の推進を図ります。また、図書ボランティアを活用し、学校図書館の整備を行います。
3-(2)	学校図書館管理 システムの活用 【指導課】	学校図書館管理システムの活用により、調べ学習等に必要な資料の検索や迅速な貸出を行います。また、貸出履歴に基づくデータの分析を行い、図書館運営のために有効活用します。
3-(3)	各教科等における 言語活動の充実 【指導課】	国語科を要として、記録、要約、説明、論述など教科等の特質に応じた言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を高めます。
3-(3)	子どもの主張意見文 コンクールの開催 【指導課】	「青少年とともにあゆむ都市宣言」に基づき、未来の昭島市を思い、明るく創造的な主張や意見を発表する意見文コンクールを開催します。

<sup>1</sup> 司書教諭・・・学校図書館法に規定されている職で、学校図書館の専門的職務にあたり、一定規模以上の学級数の学校には置かなければならないことになっている。司書教諭は、教諭等をもって充てる。

## 4 個に応じた支援の充実



### 施策の方向性

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は克服するためには、適切な指導及び必要な支援を行い、基礎的な学力を伸ばしていくことが必要です。

各学校は、インクルーシブ教育<sup>1</sup>の理念に基づき、障害のあるなしに関わらず、子どもたち一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援の充実を図るために、全ての教員の特別支援教育<sup>2</sup>への理解を深め、授業のユニバーサルデザイン化、個別指導など、多様な指導方法の工夫を図ります。

また、経済的な理由により就学困難な子どもたちの保護者に、必要な援助を行い、教育の機会均等の保障に努めます。

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 日本語指導の実施
- (3) 就学援助等による支援

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(1)	教育内容の充実 【指導課、庶務課】	全ての学校で、「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン <sup>3</sup> 」を活用し、学習環境を整え、全ての子どもたちにとって分かる授業を目指します。また、特別な支援を必要とする子どもたちへの ICT 機器の効果的な活用による指導も推進します。
4-(1)	教員研修の充実 【指導課】	全ての学校で、特別支援教室拠点校 <sup>4</sup> と連携した研修会を実施します。また、特別支援教育コーディネーター <sup>5</sup> を中心に、各学校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。
4-(1)	特別支援教育関係機関との連携 【指導課】	エリア・ネットワークを活用し、都立あきる野学園などの関係機関と連携を図るとともに「副籍 <sup>6</sup> 交流」を活性化し、特別支援教育を推進します。
4-(1)	特別支援教育の啓発活動の推進 【指導課】	共生社会の実現を目指し、特別支援教育の理解が保護者や市民に広がるよう、市民向け講演会の定期的な実施等、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みます。
4-(1)	特別支援教室における指導の充実 【指導課】	「個別指導計画 <sup>7</sup> 」を活用し、児童・生徒が在籍する学級の担任や特別支援教室巡回指導教員、特別支援教室専門員 <sup>8</sup> が連携を図り、児童・生徒の生活や学習上の困難さの改善を図ります。

4-(1)	特別支援学級における 指導の充実 【指導課】	障害のある子どもたち一人ひとりのニーズを把握し、継続して適切な指導及び必要な支援を行うため、「学校生活支援シート <sup>9</sup> 」を作成するとともに、それに基づいた「個別指導計画」を作成し、活用します。
4-(1)	交流及び共同学習、 居住地交流の推進 【指導課】	特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちと、通常学級に在籍する子どもたちとの交流及び共同学習、居住地交流を推進し、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育みます。
4-(1)	就学相談の実施 【指導課】	就学先を決める際に、本人の障害の状態や、保護者の意向を尊重し、個々の教育的ニーズに的確に応えるために、就学相談を実施します。
4-(2)	日本語指導の実施 【指導課】	外国籍の子どもたちや帰国子女に対して、日本語指導が必要な場合、日本語指導員を各学校に派遣します。
4-(3)	就学援助の実施 【指導課】	経済的な事情で教育費の支出が困難な家庭を対象として、就学に必要な費用を援助します。
4-(3)	特別支援教育 就学奨励の実施 【指導課】	特別支援学級に在籍する子どものいる家庭を対象として、その就学の特殊性から経済的な負担を軽減するため、就学に必要な費用を援助します。

- 1 インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
- 2 特別支援教育・・・障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な指導を行う教育のこと。
- 3 昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン・・・ユニバーサルデザインとは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限り全ての人を対象としている。「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」では、発達障害の特性に配慮した指導や支援は全ての児童・生徒にとって有効であるという考えに基づき、教室環境、学習環境、授業内容の3つの視点について具体的な実践事例をまとめ、市内市立学校全教員に配布している。
- 4 特別支援教室拠点校・・・東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」を全ての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて、巡回指導教員が巡回して児童・生徒の在籍校において個別指導等を実施している。巡回指導教員は特別支援教室拠点校に在籍している。昭島市の特別支援教室拠点校は、東小学校、つつしが丘小学校、光華小学校、拜島第三小学校、瑞雲中学校の5校。
- 5 特別支援教育コーディネーター・・・各学校の教員をもって充て、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口、校内委員会や副籍の推進役、各学級担任への支援等の役割を担う。
- 6 副籍・・・都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
- 7 個別指導計画・・・児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うため、一人ひとりの障害の実態や発達段階に基づき、指導目標や内容、方法、手立てを教育活動全般にわたって、保護者とともに作成するもの。
- 8 特別支援教室専門員・・・特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整・児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作成）及び関係事務処理を行う。
- 9 学校生活支援シート・・・東京都では平成26（2016）年度から、これまでの「個別的教育支援計画」の名称を「学校生活支援シート」と名称を改めた。昭島市も東京都に準じ、令和3（2021）年度から名称を改めた

## 基本施策2 豊かな心の醸成

### 1 人権教育の推進



#### 施策の方向性

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの子どもたちに人権尊重の精神を育むことが不可欠です。

各学校では、あらゆる偏見や差別をなくすために、「人権教育プログラム<sup>1</sup>」の活用や、人権尊重教育推進校<sup>2</sup>の研究成果等を基に、教育活動全体を通して子どもたちに人権尊重の精神の育成を図る人権教育を推進します。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1	人権教育の推進 【指導課】	「人権教育プログラム」の活用や、人権尊重教育推進校の研究成果等を基に、あらゆる偏見や差別をなくすために、全教育活動を通じて人権教育を推進します。
1	人権教育推進委員会の開催 【指導課】	各学校で、人権教育の組織的な指導體制を構築していくために、各学校の取組を共有し、成果と課題を分析します。それらを全校で共有し、人権教育の更なる推進を目指します。
1	人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実 【指導課】	子どもたちが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成し、指導の充実を図ります。
1	人権パネル展・人権標語の取組 【指導課】	12月の人権週間に人権パネル展を実施することで、各学校の人権教育に係る取組について保護者や地域に発信します。人権について主体的に考え行動できるように、各学校において人権標語の取組を実施します。

<sup>1</sup> 人権教育プログラム・・・教員等が人権教育を指導するための実践的な手引として、東京都教育委員会が作成し、東京都の全公立学校に配布している刊行物。

<sup>2</sup> 人権尊重教育推進校・・・東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び東京都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、年間50校程度設置する推進校のこと。



## 2 道徳教育の充実



### 施策の方向性

子どもたちが、自他の生命の尊重、規律ある生活等、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての生き方に関する意識を深めるために、「道徳授業地区公開講座<sup>1</sup>」等を工夫しながら、学校・家庭・地域、関係機関との連携の下、道徳教育の充実、改善を図ります。

「特別の教科 道徳」（以下、道徳科という。）においては、発達段階に応じて、答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの子どもたちが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え・議論する道徳」への転換を図ります。

各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、道徳教育推進教師を中心に、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深めさせ、道徳性<sup>2</sup>を高めます。

- (1) 道徳科の授業の充実
- (2) 道徳教育の推進

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(1)	道徳授業の充実 【指導課】	年間指導計画に基づき、各学年において全ての内容項目を取り上げます。その際、子どもたちや学校の実態に応じた重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行います。
2-(1)	道徳授業地区公開講座の 充実 【指導課】	道徳の授業を保護者及び地域に公開し、家庭や地域と連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。
2-(2)	各教科等における 道徳教育の推進 【指導課】	道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深めさせ、道徳性を高めます。
2-(2)	あいさつ運動の実施 【指導課】	学校・保護者・地域が連携してあいさつ運動 <sup>3</sup> を実施することにより、子どもたちを地域で見守り育てる意識を醸成します。

<sup>1</sup> 道徳授業地区公開講座・・・東京都教育委員会と昭島市教育委員会が共催で、家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳の授業を公開している。その趣旨は、道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図ること、意見交換を通して、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること、道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進することである。

<sup>2</sup> 道徳性・・・人間としてよりよく生きようとする人格の特性であり、諸様相として道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度がある。

<sup>3</sup> あいさつ運動・・・学校・保護者・地域の方々が、校門付近や通学路に立って子どもたちに挨拶をすることで、子どもたちを地域で見守り育てる意識を高めている。また、子どもたちの安全・安心を守り、犯罪抑止にもつながる。

### 3 体験活動の充実



#### 施策の方向性

子どもたちを地域の自然や歴史、文化等に直接触れる郷土学習や、福祉の心を育てるボランティア活動等に参加させるとともに、小学校での移動教室、中学校での職場体験や修学旅行などを通し、子どもたちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3	小学校における 移動教室の実施 【指導課】	集団での宿泊体験を通して、よりよい人間関係を築くとともに、思いやりの心や助け合いの心、諦めない気持ちを育成するため、市内全小学校の第5・6学年において移動教室を実施します。
3	中学校移動教室 ・修学旅行の実施 【指導課】	自然や文化等に親しむとともに、集団生活を通してよりよい人間関係を築き、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施します。
3	小・中学校における生産 体験の実施【指導課】	小・中学校において、勤労の尊さや生産の喜びを体得するために、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。
3	学校外における体験活動 の充実 【指導課】	地域と連携したボランティア活動や、他課との連携による取組等、学校外における体験活動の充実により、子どもたちの社会に対する問題意識の醸成を図ります。

## 4 健全育成の推進



### 施策の方向性

学校は、全ての子どもたちが安心して学び、楽しく学校生活を送ることができる場であることが最も大切です。そのため、教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを、子どもたち一人ひとりに徹底して指導し、いじめを生まない、許さない学校・学級づくりを推進するために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の対策を強化します。また、いじめ問題対策委員会、いじめ問題防止会議において、いじめ問題について協議し、いじめ対策に生かしていきます。

不登校<sup>1</sup>及び不登校傾向にある子どもたちに対し、教育支援室（たまがわ教室、もくせい教室）において、社会的自立に向けた支援を行います。また、不登校等の悩みを抱える子どもたちと保護者への支援に向けて、心理士やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）<sup>2</sup>の連携を強化し、教育相談体制の充実を図ります。

- (1) いじめの未然防止・早期解消
- (2) 不登校への対応・指導の充実
- (3) 相談体制の充実

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(1)	いじめ問題対策委員会の 開催 【指導課】	昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、昭島市の基本的ないじめ防止等のための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場から議論を行い、昭島市はいじめ問題対策に取り組めます。
4-(1)	いじめ問題防止会議の 開催 【指導課】	昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、いじめは許されないという意識啓発活動、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携に関する事等について協議し、その結果を踏まえ、いじめ防止等に向けた取組を推進します。
4-(1)	東京都教育委員会 「いじめ総合対策」の 確実な実施 【指導課】	各学校は、いじめに関わる研修など、東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】一部改訂」に示されている具体的な取組を確実に推進するとともに、その取組に関わる効果検証を、「ふれあい月間」等を通して実施します。
4-(1)	学校いじめ防止 基本方針の推進 【指導課】	各学校の実態に応じていじめ防止のための方針を定め、いじめ防止に向けた校内体制を整備するとともに、学校全体で組織的な対応を推進します。

<sup>1</sup> 不登校・・・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。（病気や経済的な理由によるものを除く。）

<sup>2</sup> スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）・・・いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導の課題に学校と関係諸機関が連携して対応するコーディネーターとして、福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(1)	いじめに関する 学校における取組の実施 【指導課】	いじめ防止ポスターの掲示による子どもたちへの啓発、家庭版「いじめ発見シート <sup>1</sup> 」の活用によるいじめの早期発見・早期対応等、各学校で、いじめ防止に向けた取組を推進します。
4-(1)	「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施 【指導課】	子どもたちが様々な困難やストレスへの対処方法を身に付け、SOSの受信力・発信力の向上を図るために、SOSの出し方に関する教育をより一層推進します。
4-(2)	教育支援室の指導体制と 指導内容の充実 【指導課】	教育支援室における指導体制と指導内容を充実させ、不登校及び不登校傾向にある子どもたちの課題にきめ細かく対応するとともに、社会的自立に向けた支援を行います。
4-(2)	学校と家庭の連携推進 事業【指導課】	いじめ・不登校等の生活指導の課題に対応するため、支援員を配置し、地域や学校の実態に基づいた取組を行います。
4-(3)	スクールカウンセラーの 全校配置 【指導課】	いじめや不登校、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係等に関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウンセラー <sup>2</sup> を配置します。
4-(3)	スクール・ソーシャル・ ワーカー（SSW）の派遣 【指導課】	教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。
4-(3)	教育相談研修の実施 【指導課】	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、子どもたちとより良い人間関係を構築できるようにするとともに、教育相談研修を実施して、子どもたちや保護者の心理的相談に対応できるようにします。
4-(3)	教育相談体制の充実 【指導課】	特別な支援の必要性や不登校等の悩みを抱える子どもたち、保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携強化を通じて、教育相談体制の充実を図ります。
4-(3)	望ましい学級集団を形成 するための調査の実施 【指導課】	学級満足度調査（Q-U アンケート） <sup>3</sup> を通して、学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度により、学級の状況をアセスメントします。各学校は、調査の結果に基づき、いじめや不登校等の未然防止策を講じるとともに、望ましい学級集団の形成を図ります。

<sup>1</sup> 家庭版「いじめ発見シート」・・・家庭でのいじめ発見の契機とするためのシート。「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度等が現れる可能性があることから、子どもたちの気になる行動や態度をチェックし、いじめの早期発見・早期解決につなげるためのシートである。

<sup>2</sup> スクールカウンセラー・・・学校で児童・生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングをはじめ、教員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供等を職務として活動することとなっている。

<sup>3</sup> 学級満足度調査（Q-U アンケート）・・・学校生活における児童・生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を質問紙によって測定している。不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見や、より良い学級づくりに活用することができる。

# 基本施策3 健やかな体の育成

## 1 体力向上の推進



### 施策の方向性

子どもたち一人ひとりが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域が連携した体力向上策を推進します。

各学校では、東京都の「アクティブプラン to2020<sup>1</sup>（総合的な子どもの基礎体力向上方策（第3次推進計画）」）に基づき、体力向上に関わる目標や、具体的な取組内容を定めた体育・健康に関する全体計画を策定し、計画的に体力の向上を図ります。

また、体育・健康に関する指導を、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。

- (1) 体育・保健体育の授業の充実
- (2) 各学校の取組の充実
- (3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック後の取組の推進
- (4) 部活動<sup>2</sup>の充実

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1-(1)	体育・保健体育 の授業の充実 【指導課】	各学校の「体育・健康に関する全体計画」を踏まえ、体力向上及び健康の保持増進を図るため、「元気アップガイドブック <sup>3</sup> 」を活用して多様な運動に親しませたり、運動遊びを通して運動の楽しさを味わわせたりするなど、体育・保健体育の授業改善を図ります。
1-(1)	東京都児童・生徒体力・ 運動能力、生活・運動習 慣等調査の実施・活用 【指導課】	各学校は、調査の結果を踏まえ、子どもたちの体力の実態を把握し、実態に応じた全体計画を作成するとともに、体育・保健体育の授業の改善を図ります。 また、調査後に子どもたちが振り返りを行い、体力向上に向けた目標を設定し、運動に親しむ態度を育成します。

<sup>1</sup> アクティブプラン to2020・・・東京都教育委員会が定めた、総合的な子どもの基礎体力向上方策。オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒の育成、毎日の朝食摂取率の改善・向上やSNSの使用時間の減少等による、基本的な生活習慣の改善・定着などを目指す取組。

<sup>2</sup> 部活動・・・中学校においてスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育み、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の教育活動

<sup>3</sup> 元気アップガイドブック・・・運動に親しみ、自らの力で健康的な生活を営む児童・生徒を育成するために、平成 29（2017）年に昭島市教育委員会が作成した冊子。東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を貼付し、目標や振り返りを記入し、学校と家族で共有することができる。また、家族や友達とできる簡単な運動も載っている。起床から登校まで 60 分間を確保することにより、健康な生活を目指す、「グッドモーニング 60 分」の取組も紹介されている。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1-(1)	校庭芝生化運動場の維持 【庶務課】	校庭芝生化運動場の維持管理を行い、子どもたちの運動能力の向上を図るとともに環境教育への一助とします。
1-(2)	グッドモーニング 60分の取組 【指導課】	起床から登校までの時間を60分間確保することにより、1日の生活リズムを整える取組を各学校で行い、子どもたちの生活習慣の改善を図ります。
1-(2)	一校一取組の充実 【指導課】	体力向上及び健康の保持増進を図るため、各学校の実態に応じて、一校一取組 <sup>1</sup> の実践を計画的に推進します。
1-(3)	オリンピック・パラリンピック後の取組の推進 【指導課】	ボランティアマインド、障害者理解、国際感覚の育成など、各学校がこれまでにオリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動をレガシーとして設定し、今後も発展、継続させていきます。
1-(4)	中学校における運動系部活動参加の推進 【指導課】	各中学校において、子ども一人ひとりの特性を生かして部活動に参加できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して物事を成し遂げることの喜びを体験できるようにします。
1-(4)	部活動指導員、部活動指導補助員の充実 【指導課】	子どもの技能向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、希望する学校には部活動指導員及び部活動指導補助員を派遣し、部活動の一層の活性化を目指します。
1-(4)	部活動対外試合への支援 【庶務課】	部活動の各種大会の参加費や全国大会及び関東大会への交通費を支援します。

<sup>1</sup> 一校一取組・・・平成22(2010)年度に東京都教育委員会により示された「総合的な子どもの基礎体力向上策」における取組の一環。東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を踏まえて、学校ごとに工夫した体力向上の取組を行うこと。

## 2 学校給食・食育の充実



### 施策の方向性

子どもの健全な発育のため、地元農家の協力を得て、地場野菜を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。

また、学校、家庭及び地域等と連携し、食育<sup>1</sup>を推進します。そして、各学校では、「食に関する全体計画」に基づき、食育リーダー<sup>2</sup>を中心とした指導体制を一層充実するとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。

- (1) 学校給食の充実
- (2) 食に関する指導の充実

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(1)	学校給食運営基本計画に基づく学校給食の実施 【学校給食課】	学校給食に関する中期的な計画に基づき、学校給食の充実を図ります。
2-(1)	学校給食施設・設備の維持管理【学校給食課】	学校給食を安定的に提供するため、学校給食の調理用施設・設備の維持管理を行います。
2-(1)	学校給食を通じた食育の推進【学校給食課】	子どもに身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めます。
2-(1)	地産地消の推進 【学校給食課】	地産地消を進め、自然に親しみ、自然のめぐみと生産者への感謝の心を育成するため、学校給食に地場食材を積極的に取り入れます。
2-(2)	お弁当の日の実施 【学校給食課】	学齢に応じたお弁当作りへの協力を通じて、家庭内での役割や食事の大切さについて考える機会となるよう、お弁当の日 <sup>3</sup> を実施します。
2-(2)	食に関する指導の推進 【学校給食課、指導課】	食育の推進を図るため、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する全体計画を作成し、家庭へ情報発信をします。
2-(2)	栄養教諭の活用 【学校給食課、指導課】	共同調理場に栄養教諭 <sup>4</sup> を配置し、学校を巡回しながら、食に関する指導の充実を図ります。

<sup>1</sup> 食育・・・食育基本法では、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の推進が求められている。これを受けて新学習指導要領の総則では、学校における食育の推進が述べられている。

<sup>2</sup> 食育リーダー・・・食育を教育活動全体で組織的に取り組むため、学校長が選任し、食に関する全体計画や授業の支援、また、家庭、地域に向けての情報発信や連絡等を行う。

<sup>3</sup> お弁当の日・・・食育の一環として、子どもと家庭が一体となって「食」の大切さやありがたさを考える機会となるよう、平成 21（2009）年度から市立小中学校全 19 校で年 3 回実施している。

<sup>4</sup> 栄養教諭・・・食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う教員。食に関する指導として、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童・生徒に対する個別指導、学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導、学校給食の管理などを職務としている。

### 3 学校保健安全の推進



#### 施策の方向性

子どもたちの安全・安心の確保や心と身体の健康管理のため、アレルギー疾患対応マニュアルに基づいた対応や、各種健康診断を実施します。

また、子どもたちが自分で自分の身を守るようにするため、各学校の安全教育全体計画に基づき、家庭や地域と連携して、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について計画的な指導を行います。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症に対する正しい理解と予防対策を身に付け、感染症のまん延防止に努めます。

- (1) アレルギー疾患対応の充実
- (2) 心と体の健康管理の充実
- (3) 安全教育・防災教育の充実
- (4) 通学路における安全対策の推進
- (5) 中学生救急救命講習授業の実施
- (6) 感染症対策の推進

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3-(1)	アレルギー疾患対応 マニュアルに基づいた 対応の充実 【学校給食課、指導課】	教職員がアレルギー疾患についての理解を深めるとともに、個々の子どもたちの症状等を的確に把握し、「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づいた食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。
3-(2)	定期健康診断の実施 【指導課】	子どもたちの心と身体の状態を定期的に把握するために、定期健康診断を行います。
3-(2)	就学時健康診断の実施 【指導課】	小学校入学前の子どもに対して、安心して学校生活を始めることができるよう、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を行います。
3-(2)	薬物乱用防止教室の実施 【指導課】	子どもたちに対し、薬物に関する正しい知識を与え、薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響等を理解させるとともに、自己の生き方を考え、正しい行動選択ができるようにするために薬物乱用防止教室を実施します。
3-(2)	がん教育の取組の推進 【指導課】	子どもたちに、がんに関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、命の大切さや自己の生き方を考えさせるために、がん教育を推進します。
3-(3)	学校地震防災計画の実施 【指導課】	各学校で策定した計画に基づき、地震発生時には子どもたちの安全確保に努め、迅速な対応を行います。



3-(3)	風水害に対する防災教育の実施【指導課】	「東京マイ・タイムライン <sup>1</sup> 」を活用し、風水害が発生しやすい場所や災害への備えの大切さを指導して、適切な防災行動がとれるようにします。
3-(3)	安全教育全体計画の実施【指導課】	各学校において、計画に基づき、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全、災害安全、交通安全の3領域について計画的に指導し、子どもたちが自分の身を自分で守れるようにします。
3-(3)	セーフティ教室の実施【指導課】	子どもたちが、SNSに関わる犯罪、薬物乱用など様々な危険に巻き込まれないようにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフティ教室 <sup>2</sup> を開催します。
3-(4)	スクールガード・リーダーや見守り活動の実施【指導課】	通学路における子どもたちの安全確保を図り、子どもたちを犯罪から守るために、スクールガード・リーダー <sup>3</sup> による巡回指導や地域住民、保護者による見守り活動の充実を図ります。
3-(5)	中学生救急救命講習の全員実施【指導課】	非常時に備え、昭島消防署と連携し、中学校第2学年全員を対象に、胸骨圧迫とAEDの使用法を中心とした救急救命講習を行います。
3-(6)	感染症対策の推進【指導課】	学校における感染症のまん延を防止し、教育活動が滞りなく行われ、子どもの学習機会を保障するため、感染防止対策の充実を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、子どもたちに感染症に対する正しい理解と予防策を身に付けさせ、感染症のまん延防止に努めます。

<sup>1</sup> 東京マイ・タイムライン・・・風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っ、マイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようにするため、東京都から全児童・生徒を通じて家庭に配布される資料。

<sup>2</sup> セーフティ教室・・・小・中学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者等の参加の基に、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資することを目的に、各学校で年1回実施している。

<sup>3</sup> スクールガード・リーダー・・・各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導を行う警察 OB 等の専門的な見識をもった人材。

# 基本施策4 輝く未来に向かって

## 1 幼・保・小・中が連携した教育の充実



### 施策の方向性

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を行うために、各学校では「昭島市スタートカリキュラムスタートブック<sup>1</sup>」に基づく取組を実施します。幼保小連携推進協議会では、幼稚園、保育所等や小学校の教職員が集まり、相互に連携し、子どもたちが円滑な小学校生活をスタートできるよう情報共有を行います。

また、義務教育9年間を通して、子どもたちに系統的、継続的な指導を行うため、中学校の学区ごとに小中連携教育<sup>2</sup>を推進します。各中学校区では、年3回小・中連携の日を設定し、生活指導の各学校の状況について情報共有を行ったり、児童会と生徒会が交流を行ったりすることで、取組内容の統一化を図っていきます。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1	「昭島市スタートカリキュラムスタートブック」に基づく取組の実施 【指導課】	「昭島市スタートカリキュラム スタートブック」を活用し、小学校入学当初の子ども一人ひとりの発達や学びを切れ目のないようにつなげ、円滑にスタートすることができるようにします。また、毎年度スタートカリキュラムの成果を検証し、幼稚園、保育所等におけるアプローチの方法について検討していきます。
1	幼保小連携推進協議会の開催 【指導課】	幼稚園、保育所等や小学校の教職員が集まり相互に連携し、子どもたちが円滑な小学校生活をスタートできるよう情報共有を行います。また、各校種の授業参観等を通して、相互理解を図ります。
1	小中連携教育の推進 【指導課】	義務教育9年間を通して、子どもたちに系統的、継続的な指導を行うため、中学校の学区ごとに小中連携教育を推進します。各中学校区では、年3回小・中連携の日を設定し、生活指導の各学校の状況、学習スタンダード、家庭との連携について情報共有を行ったり、児童会と生徒会が交流を行ったりすることで、取組内容の統一化を図ります。
1	「学校生活支援シート」の活用 【指導課】	障害のある子どもたち一人ひとりのニーズを把握し、一貫して適切な指導及び必要な支援を行うため、「学校生活支援シート」を作成・活用するとともに、進学時に次の学年・学校に確実に引き継ぎ、適切な支援を切れ目なく行います。

1	学級支援員の配置 【指導課】	小学校の新1年生が学校生活を始める4月に、学校生活に適應できないなどの「小1プロブレム」に対応し、きめ細かな指導を行うために学級支援員を配置します。
---	-------------------	--

- 1 昭島市スタートカリキュラム スタートブック・・・スタートカリキュラムとは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適應していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム。一人ひとりの発達や学びを切れ目のないようにつなげ、学びの成果を受け止め、次の段階で一層発展できるように、「昭島市スタートカリキュラム スタートブック」を発行し、小学校段階において円滑にスタートできることを目指した教育を進めている。
- 2 小中連携教育・・・小学校と中学校の義務教育9年間に連続性をもたせて行う教育であり、発達段階に応じた教育活動の連続性や教職員間の連携、地域間の連携を目的としている。昭島市では中学校ブロックごとに小中連携教育を推進している。

## 2 日本の伝統・文化に関する教育の充実



### 施策の方向性

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、子どもたちの発達段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統・文化、東京都や昭島市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承、発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。

小学校においては、連合音楽会や連合展覧会を開催し、中学校においては、合唱コンクールを開催し、子どもの豊かな情操を育成します。

- (1) 伝統・文化に関する教育の推進
- (2) 文化行事の開催

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(1)	各教科等における 伝統・文化に関する教育 の推進【指導課】	学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化に関する教育を推進し、我が国の歴史や文化を継承・発展させようとする子どもたちを育成します。
2-(1)	体験活動を通じた 伝統・文化に関する教育 の推進【指導課】	昔遊びなど日本の伝統・文化について触れる機会や、地域のお囃子や箏の演奏を体験する機会等を通して、日本の伝統・文化や地域の歴史・風土について学ぶ機会の充実を図ります。
2-(1)	地域との連携による 伝統・文化に関する教育 の推進【指導課】	地域人材の活用や郷土資料室等の連携を図り、東京都や昭島市の歴史や文化を学ぶことで、郷土を愛する心や継承しようとする態度を育成します。
2-(2)	小学校連合音楽会の開催 【指導課】	子どもたちが、音楽会での演奏を経験するとともに、他校の演奏にも触れることにより、音楽表現の喜びを味わい、音楽活動への意欲を高められるようにするために、小学校第6学年による連合音楽会を開催します。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(2)	小学校展覧会の開催 【指導課】	子どもたちが、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせたりつくりだす喜びを味わったりすることにより豊かな情操を育めるようにするために、小学校展覧会を開催します。
2-(2)	中学校合唱 コンクールの実施 【指導課】	協力して一つのものを作り上げることの大切さを学ばせるとともに、音楽表現を通して豊かな情操を育成するために、合唱コンクールを開催します。

### 3 学校、家庭、地域・社会との連携・協働



#### 施策の方向性

社会がますます複雑化、多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中、これからの教育は、これまで以上に家庭、地域・社会と学校との連携・協力の下で進めていくことが不可欠です。

学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭においても基本的な学習習慣、生活習慣を身に付けさせることが重要です。

そのために、学習ドリルや家庭学習のしおりを活用して、家庭での学習習慣の定着を図るとともに、起床から登校までの時間を60分間確保することにより、1日の生活リズムを整える取組を各学校で行い、生活習慣の改善を図ります。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3	家庭学習の定着 【指導課】	各学校で、家庭での学習習慣の定着を図る工夫をします。
3	グッドモーニング 60分の取組 【指導課】	起床から登校までの時間を60分間確保することにより、1日の生活リズムを整える取組を各学校で行い、子どもたちの生活習慣の改善を図ります。
3	e-ライブラリ事業の 展開 【指導課、庶務課】	家庭において予習・復習ができるコンテンツとしてe-ライブラリ（くじらーニング） <sup>1</sup> の活用を推進し、家庭での学習習慣の定着を図ります。
3	SNS 家庭ルール の定着 【指導課】	SNS 家庭ルールを作成する意義や方法を伝え、ルールの作成と定着を図り、インターネット上のトラブルを防止します。
3	地域の教育力の 活用 【指導課】	家庭や地域の協力を得て、児童・生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を活用します。

<sup>1</sup> e-ライブラリ（くじらーニング）・・・家庭において予習・復習ができるコンテンツ。一人1台のタブレット端末にもアプリケーションの一つとしてインストールされている。活用することで、家庭での学習習慣の定着を図る。

## 4 学校の教育力の向上



### 施策の方向性

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会で共有し、子どもたちが、社会や世界と関わり合い、たくましく人生を切り拓いていくための資質・能力を育むため、保護者や地域の方々の学校参画を促し、社会に開かれた教育課程を通して学校の教育力の向上を図ります。

教育課程の実施に当たっては、地域資源の活用や社会教育との連携を図り、学校教育その他の学校運営の状況について、自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を学校の教育力の向上に生かします。

- (1) 教育推進計画（HDS プラン）<sup>1</sup>の着実な実施
- (2) 「開かれた学校」の推進
- (3) 人材育成の推進
- (4) 学校評価<sup>2</sup>（自己評価・学校関係者評価）の充実
- (5) 持続可能な学校運営の推進と教職員のサービスの徹底

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(1)	教育推進計画（HDS プラン）の着実な実施 【指導課】	各学校が作成する教育推進計画（HDS プラン）を着実に実施し、学校運営の充実を図ります。
4-(2)	情報発信を通じた学校経営の推進【指導課】	学校の取組を、学校ホームページや学校便り等を通じて保護者や地域に向けて発信し、教育活動への参画意識を高めます。
4-(2)	学校公開の推進 【指導課】	保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から学校公開を実施します。また、主な行事の公開日については、市のホームページで公表します。
4-(2)	スクールインターンシップ事業の実施【指導課】	各学校の教育活動を活性化させるために、近隣の大学と連携・協力し、小・中学校で実習・活動する大学生を受け入れます。
4-(3)	職層に応じた研修や校内研修の実施 【指導課】	教員の指導力を高めるために、職層に応じた研修の実施やOJTの充実を図ります。また、校内研修を通して授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。

<sup>1</sup> 教育推進計画（HDS プラン）・・・「昭島市教育振興基本計画」を踏まえて、児童・生徒が将来への希望（Hope）を持てるよう教育課程を工夫（Device）し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上を主眼とする実施計画を学校ごとに作成する。この実施計画のこと。教員は、気迫（Spirit）に満ちた教育活動を推進し、この実施計画（HDSプラン）を確実に実行する。

<sup>2</sup> 学校評価・・・学校が、計画・実践・評価・改善の4つのステップからなるマネジメントサイクル（PDCA サイクル）の考え方に従って、学校評価を系統的に実施するとともに、評価結果について学校関係者の理解を得ることにより、自校の教育の一層の充実を継続的に図っていくための一連の措置と取組

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(4)	学校評価の充実 【指導課】	学校の教育活動や、その他の学校運営の状況について自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、保護者や市民に公表します。
4-(5)	持続可能な学校運営 の推進 【指導課】	「学校の働き方改革実施プラン <sup>1</sup> 」に基づき、学校閉庁日や定時退庁日の設定など、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。また、業務の見直しを図り、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ <sup>2</sup> 等の配置により、教員の負担軽減も図ります。
4-(5)	教職員のサービスの徹底 【指導課】	体罰の根絶など、教職員の服務事故防止に向けた研修を実施し、教員の人権感覚を向上させ、サービスの徹底を図ります。

<sup>1</sup> 学校の働き方改革実施プラン・・・教職員の長時間勤務を改善し、教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することにより、教職員の心身の健康保持やライフ・ワーク・バランスの取れた生活を実現するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育活動の質を維持向上させることを目的としたプラン。

<sup>2</sup> スクール・サポート・スタッフ・・・教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するための授業準備等をサポートする人材のこと。

## 5 教育環境の整備



### 施策の方向性

子どもたちが安全で快適に学校生活を送り、効果的な学習活動ができるように施設や設備、教材の維持・整備を計画的に行います。

また、国のGIGAスクール構想の実現のため、学校におけるICT機器の整備や情報通信ネットワーク環境のさらなる充実を図ります。

- (1) 学校施設の大規模改修工事の計画的実施
- (2) 学校施設の維持と活用
- (3) 学校ICT・教育機器・教材の整備

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
5-(1)	学校施設の大規模改修 工事の計画的実施 【庶務課】	老朽化した学校施設について、小・中学校個別実施計画に基づき、快適な学習環境の充実を図るため、トイレや空調設備、外壁などの大規模改修工事を計画的に実施します。

5-(2)	学校施設・設備の維持 及び整備 【庶務課】	子どもたちが安全・安心で快適に学校生活を送れるよう、各種設備の維持管理を行うとともに、施設を利用しやすいよう整備します。また、学校プールのあり方について、多角的に検討します。
5-(2)	校内防犯体制の整備 【庶務課】	不審者等の侵入に備えて、子どもたちを守る体制を整えるとともに、防犯設備の維持管理を行います。
5-(3)	学校 ICT の整備 【庶務課】	国のG I G Aスクール構想 <sup>1</sup> の実現のため、児童・生徒一人1台のタブレット端末及びソフトウェア・周辺機器と、通信ネットワーク環境の一体的な整備及び管理を行います。また、校務の効率化や教育活動の円滑化を進めるために、教職員用コンピュータ及びソフトウェア・周辺機器を計画的に更新します。
5-(3)	教育機器・教材等の整備 【庶務課】	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。

<sup>1</sup> G I G Aスクール構想・・・G I G A=Global and Innovation Gateway for Allの略。文部科学省が進めている「一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」構想。

## 6 情報教育の推進



### 施策の方向性

スマートフォンなどの情報通信技術の向上によるSNSの普及や、人工知能（AI）の急速な技術革新により、人々のライフスタイルや価値観の大きな変化に対応した教育や学習機会を提供することが必要です。

また、平成 29（2017）年に告示された学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、教科等横断的にその育成を図り、必要な ICT 環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されました。

これらを踏まえ、各学校では、GIGA スクール構想による一人1台のタブレット端末の活用により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び<sup>1</sup>の実現を目指します。

また、タブレット端末や図書館を利用した学習を通して、子どもたちの情報活用能力や情報モラル<sup>2</sup>についての指導を推進します。

<sup>1</sup> 個別最適化された学び・・・特別な支援が必要な子どもたちも含め、一人ひとりの理解状況や能力、適性に合わせて行う学び

<sup>2</sup> 情報モラル・・・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報通信機器の使用による健康との関わりを含めている。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
6	タブレット端末の 活用の推進 【指導課】	GIGA スクール構想による一人1台のタブレット端末を活用し、昭島市版「ICT 活用マニュアル」に基づき、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを推進します。
6	教員研修の充実 【指導課、庶務課】	タブレット端末を効果的に活用した授業改善を進めるために、授業実践の研修会や、専門家を招いた研修会を実施します。
6	ICT支援員の配置 【庶務課】	各学校に配備しているICT機器の効果的な活用の推進と、教員の負担軽減を図るため、ICT支援員を配置します。
6	情報活用能力の育成 【指導課】	タブレット端末や図書館を利用した学習を通して、子どもたちの発達段階に応じて情報活用能力の育成を図ります。
6	情報モラル教育の推進 【指導課】	子どもたちが、情報社会での行動に責任をもち、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できる力を身に付けるために、情報モラル教育を推進します。
6	プログラミング教育の 推進 【指導課】	子どもたちがプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を推進します。

## 7 環境教育の推進



### 施策の方向性

自然に親しみ、自然を大切に作る心を育成するとともに、地球環境の保全について考え、行動できる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域の連携・支援体制を確立し、環境教育のより一層の充実を図ります。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
7	持続可能な社会づくりに 向けた教育の推進 【指導課】	総合的な学習の時間をはじめ、各教科等、学校教育全体で推進する環境教育を中心に、持続可能な社会づくりに必要な資質・能力を育みます。
7	環境月間における環境 教育の推進【指導課】	環境月間（6月）に関連して、各教科等で環境教育を推進します。
7	みんなで実行 ISO <sup>1</sup> の実施 【指導課】	電気・ガス・水道について使用量等の調査活動を通して、環境への配慮や節約意識を醸成します。



7	太陽光発電設備の維持管理【庶務課】	小・中学校に設置した太陽光発電設備を維持管理し、環境教育への一助とします。
---	-------------------	---------------------------------------

<sup>1</sup> みんなで実行！SO・・・環境問題解決への意識啓発のために、児童・生徒が学校生活における節電対策、水道の使用量削減、ごみ減量などの具体的な行動を実践する昭島市教育委員会と市内小・中学校の取組

## 8 国際理解教育の推進



### 施策の方向性

グローバル化が進展する中で、子どもたちが広い視野をもち、外国の言語や文化について理解を深め、世界の人々と協調しながら生きていく態度を身に付けることを目指し、国際理解教育を推進します。

また、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育てるために、小・中学校において外国語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

- (1) 外国語教育・外国語活動<sup>1</sup>の推進
- (2) 国際理解に関する事業の実施

番号	主な取組【担当課】	取組の内容
8-(1)	外国語教育や外国語活動の充実【指導課】	外国語の授業や外国語活動を通じて、小学校段階から系統的に指導を行い、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。
8-(1)	実用英語技能検定の受検機会の確保【指導課】	中学校第3学年を対象として、実用英語技能検定を各学校で実施し、子どもたちの課題の発見や英語を学ぶ動機付けにつなげ、英語力の向上を図ります。

<sup>1</sup> 外国語活動・・・外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。小学校第3・4学年で年間35時間実施する。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
8-(1)	ALT（外国語指導助手）派遣事業の充実 【指導課】	外国語の授業や外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するために、各学校にALT <sup>1</sup> （外国語指導助手）を派遣します。
8-(2)	中学生英語スピーチコンテストの実施【指導課】	英語による中学生の主張・発表の機会を通して、積極的に英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。
8-(2)	英語村を活用した実践的活動の充実 【指導課】	外国とほぼ同様の環境で英語学習を行う英語村（立川市）の施設を活用し、授業で習得した英語力を実際の場面で使うことにより、英語を学ぶ楽しさと必要性を体験させ、英語学習の意欲向上につなげます。
8-(2)	中学生海外交流事業の実施 【庶務課、指導課】	オーストラリア（パース）にある学校との相互交流を通して、国際的視野を広げます。新型コロナウイルス感染症の影響で、直接の往来が困難な状況を踏まえ、タブレット端末等ICT機器を用いてオンラインでの交流を行います。
8-(2)	平和教育の充実 【指導課】	教科等の学習を中心に、「原爆と人間」展の実施や外部講師を招いた講演等を活用して、平和教育を推進します。

<sup>1</sup> ALT・・・Assistant of Language Teacherの略で、小学校の外国語活動や中学校の英語の授業等で、担当教員を補助する。

## 9 キャリア教育の推進



### 施策の方向性

社会環境がめまぐるしく変化する中で、子どもたちが希望をもって自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、社会の変化に対応していく力や態度、望ましい勤労観・職業観を育てていくことが重要です。

各学校では、「キャリア教育<sup>1</sup>全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、子どもたちが将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。

中学校では職場体験を引き続き実施し、子どもに働くことの意義について理解を深めさせます。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
9	キャリア教育全体計画の作成と年間指導計画の作成【指導課】	各学校では、「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、子どもたちが将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。

9	職場体験の充実 【指導課】	中学校第2学年を対象に職場体験を実施し、働くことの意義について理解を深めさせ、勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てます。小学校についても職場体験の機会を拡げます。
9	職場体験受入事業所の 確保・拡大 【指導課、各課】	子どもたちに幅広い選択肢の中から自分の将来の夢に近い事業所や興味のある事業所で働くことを体験させ、望ましい勤労観・職業観を育成します。そのために中学生職場体験の受入事業所の確保に努めます。
9	キャリア・パスポートの 活用 【指導課】	子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするために、学年初めや学期末にキャリア・パスポート（昭島市版キャリアアルバム） <sup>2</sup> を活用した指導を行います。

<sup>1</sup> キャリア教育・・・児童・生徒一人ひとりに望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

<sup>2</sup> キャリア・パスポート（昭島市版キャリアアルバム）・・・子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返ったり、新たな学習や生活への意欲につなげたりするために、昭島市教育委員会が令和2（2020）年度に作成したシート。学年初めや学期末に、このシートを活用した指導を行う。



## 第3章 生涯学習の推進

### 基本施策1 文化芸術活動の促進

- 1 文化芸術活動への支援
- 2 文化芸術に接する機会の充実
- 3 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

### 基本施策2 文化財の保護・調査・活用

- 1 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- 2 文化財の活用と継承の支援

### 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- 2 スポーツ・レクリエーション環境の整備
- 3 人材の育成・地域交流の促進

### 基本施策4 図書館活動の充実

- 1 多様な情報・資料の提供
- 2 図書館利用の促進
- 3 図書館を拠点とした活動の支援
- 4 誰一人取り残さない環境の整備

### 基本施策5 生涯を通じた学習活動の推進

- 1 学習機会の提供
- 2 学習活動の支援
- 3 学習成果の活用

## 施策の方向性

文化芸術は、人々に感動や喜び、精神的安らぎをもたらし、創造性を育むとともに、心豊かな潤いのある生活や、豊かで個性ある地域社会の形成に寄与するものです。それゆえ文化芸術に対する市民の関心と理解を深める必要があります。

そこで、誰もが芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実を図り、文化芸術に係る市民の自主的な活動への支援を行うとともに、文化活動の成果を発表する機会の提供に努めます。

また、昭島市文化芸術推進基本計画に基づき、観光、まちづくり、教育、産業、福祉など幅広い分野との連携を図りながら、文化芸術を通して多様な交流を推進します。

- (1) 文化芸術活動への支援
- (2) 文化芸術に接する機会の充実
- (3) 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
1-(1)	市民文化祭の実施 【市民会館・公民館】	昭島市の文化の祭典として、多くの市民が日頃の文化活動の成果を発表する場として、また市民相互の交流を図る機会として市民文化祭を実施します。
1-(2)	文化芸術に関する講座・ 講演会の実施 【市民会館・公民館】	日々の生活に潤いをもたらす文化芸術作品に触れ、豊かな感性を養えるよう関心と理解を高める講座・講演会等を実施します。
1-(2)	市民会館自主文化 事業の充実 【市民会館・公民館】	昭島市民会館文化事業協会が中心となって質の高い多様な文化芸術事業を実施し、市民文化活動の振興と地域文化の向上を目指します。
1-(2)	公民館ふれあい コンサートの充実 【市民会館・公民館】	身近な場所で芸術鑑賞の機会を提供するとともに、若者世代も含めた発表の場の提供に努めます。
1-(3)	文化芸術を通じた多様な 交流の推進【企画政策課、社会 教育課、市民会館・公民館、各課】	市内及び市外の多様な主体と連携を図り、文化芸術を中心とした地域の活性化に努めます。
1-(3)	文化芸術活動団体への 支援【企画政策課、 市民会館・公民館】	自主的な文化芸術活動を行っている団体への活動場所の提供や発表機会の拡充に努めるとともに、文化芸術に関する情報を提供します。

## 施策の方向性

地域の暮らしの中で守られ継承された文化財は、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化を育み、昭島の歴史や文化の理解に必要不可欠なものです。また、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められます。

そこで、これらの文化遺産を後世に伝え、地域の文化遺産としての活用を図るため、その調査と研究に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護・保存と活用を図ります。

また、埋蔵文化財や古文書、民具等の収集を図り調査・整理・記録・保存に努め、適切な管理とデジタルアーカイブズ化<sup>1</sup>を促進し、学校教育や社会教育などの場においても効果的な活用を図ります。

文化財ボランティアや郷土資料室での展示、デジタルアーカイブズ等を有効に活用し、地域の歴史や文化への理解を促進します。

- (1) 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- (2) 文化財の活用と継承の支援

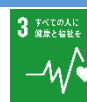
番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(1)	郷土資料室・郷土資料 展示室の展示 【社会教育課】	市内で発掘された土器・石器類や古文書、民具を体系的に展示するとともに、ICTを活用した動画等のコンテンツを通して、昭島の歴史や文化の理解促進に努めます。
2-(1)	古文書、民具の 調査・整理 【社会教育課】	歴史的な資料である古文書や、現在では使用されなくなった民具は、先人の生活実態を知る手掛かりとして貴重な文化財です。その収集と保存に努めます。
2-(1)	埋蔵文化財の発掘調査 【社会教育課】	土木工事等により、貴重な文化遺産である埋蔵文化財の散逸を防ぐため、文化財保護法に基づく、諸手続きを確実に実施します。
2-(1)	指定文化財の保護 【社会教育課】	国や都の指定文化財について保護・保存の支援を行うとともに、市指定文化財の保護・保存と活用を図るため助成事業などを継続します。

<sup>1</sup> デジタルアーカイブズ化・・・公共性や文化的な価値が高く、将来にわたって保存する価値のある有形無形の文化財や地域文化、貴重な市史料を、画像や映像などにデジタル方式で記録する。「昭島市デジタルアーカイブズ」では、これまであまり目にする事ができなかった資料を公開し、パソコン・スマートフォン・タブレット端末から、無料で閲覧できる。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
2-(2)	文化財ボランティアの 活用 【社会教育課】	文化財ボランティアによる文化財めぐりの解説や郷土資料室の事業における補助など、活動の場の提供に努めます。
2-(2)	文化財めぐりの実施 【社会教育課】	郷土昭島の歴史を自らの目で確かめ、身近な文化遺産を通して郷土を知り、文化財保護に対する啓発を図るために実施します。
2-(2)	市史・文化財資料 図書の発刊・頒布 【社会教育課】	昭島市の歴史や文化財に関する資料を作成し、広く市民に周知します。
2-(2)	郷土資料室企画 事業の充実 【社会教育課】	昭島の歴史や文化財を深く理解するための企画展示や各種講演会、子ども向けワークショップなど、郷土の歴史や文化に親しむ機会を提供します。
2-(2)	伝統芸能の後継者の育成 【社会教育課】	市民の共有の財産であり、将来の文化芸術の発展の基礎となる伝統芸能を保存・継承するための支援をします。
2-(2)	デジタルアーカイブズの 充実 【社会教育課】	文化財や文化的・歴史的資産をデジタル化し、様々な形式で広く公開し、万一の災害時の文化財等の消失にも備えます。



## 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興



### 施策の方向性

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。特に高齢者においては、外出機会が増えるとともに、仲間づくりなどの一助にもなっています。昨今では、健康志向の高まりにより、生涯にわたりスポーツに親しみ、個々のライフステージに応じたスポーツの楽しみ方が求められ、スポーツ・レクリエーションの種目も多様化しています。

こうした中で、市民が健やかでより豊かな生活を実現するため、「いつでも どこでも いつまでも」スポーツ・レクリエーションを親しむ地域スポーツ社会と市民の多様なニーズに応じた活動・普及促進に努め、その環境整備に取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとしてスポーツ習慣の定着に取り組みます。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- (2) スポーツ・レクリエーション環境の整備
- (3) 人材の育成・地域交流の促進

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3-(1)	スポーツ推進計画の推進 【スポーツ振興課】	令和3（2021）年度に策定したスポーツ推進計画 <sup>1</sup> を着実に推進します。
3-(1)	各種スポーツ・レクリエーション教室の充実 【スポーツ振興課】	多様なニーズに応じたスポーツ・レクリエーション教室を開催し、スポーツをするきっかけづくりとともに、健康づくりを支援します。
3-(1)	スポーツによる市民交流大会の実施 【スポーツ振興課】	スポーツを通して、市民の健康づくりを図り、地域の交流と親睦を深める大会を実施します。
3-(1)	気軽にスポーツを親しむ事業の実施 【スポーツ振興課】	子どもから高齢者までが様々なスポーツを体験し、身近で気軽にスポーツに親しむことができる場を提供します。
3-(1)	高齢者のためのスポーツ大会の実施 【スポーツ振興課】	高齢者が生涯スポーツに親しみ、健康維持・増進を図るための機会を提供します。

<sup>1</sup> 昭島市スポーツ推進計画・・・平成23（2011）年に成立したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定では、国のスポーツ基本計画を参酌し、各地方公共団体がスポーツ推進計画を定めるよう努めることとされている。この規定に基づき、平成28（2016）年に昭島市スポーツ推進計画を策定した。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
3-(1)	スポーツ推進委員による スポーツの推進 【スポーツ振興課】	各小学校区域にスポーツ推進委員 <sup>1</sup> を配置し、市民の健康づくりのためにスポーツの推進を図ります。
3-(1)	東京 2020 オリンピック ・パラリンピック大会の レガシーの継承 【スポーツ振興課】	東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして、運動習慣の定着や、新たな競技種目の普及・啓発に努めます。
3-(1)	障害者スポーツの普及 【スポーツ振興課】	東京 2020 パラリンピック大会のレガシーとして、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。
3-(2)	運動施設の整備 【スポーツ振興課】	市内各運動施設の適切な維持管理を図るとともに、利用者が安心して利用できる施設整備を行います。
3-(2)	学校施設の活用 【スポーツ振興課】	学校教育の場である学校施設内の運動施設を、夜間及び休日に、地域のスポーツ活動の場としての活用を図ります。
3-(3)	市民体育大会の実施 【スポーツ振興課】	競技スポーツとしての日頃の練習成果を発揮する場及びスポーツを通して、地域の交流を深め、活性化を図る機会を提供します。
3-(3)	新春駅伝競走大会の実施 【スポーツ振興課】	「走る」ことによるスポーツの振興と健康づくり及び市民の交流を深める機会を提供します。
3-(3)	大会への選手・役員の 派遣【スポーツ振興課】	スポーツを通して、近隣市等との交流を深めるとともに、競技力向上のために各種大会に選手・役員を派遣します。
3-(3)	指導者向け講習会の実施 【スポーツ振興課】	スポーツ団体の指導員向けの各種講習会を実施することにより、さらなる競技力の向上を図ります。
3-(3)	スポーツ力向上事業の 充実【スポーツ振興課】	競技力向上を目的として、トップアスリートなどを招き、専門的な指導の充実に努めます。

<sup>1</sup> スポーツ推進委員・・・スポーツ基本法第三十二条により規定された、教育委員会が委嘱する非常勤の職員。市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、スポーツに関する指導及び助言を行う。



## 施策の方向性

昭島市民図書館基本方針・基本計画<sup>1</sup>に基づき、学び成長を応援し、仕事や暮らしに役立つ、また、誰にでも利用しやすい図書館を目指し、地域や学校との連携を図りながら、図書館サービスの充実に努めます。

また、令和7（2025）年度に開設予定の市民総合交流拠点施設に分館を設置し、東部地区における図書館機能の充実を図ります。

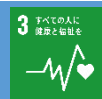
- (1) 多様な情報・資料の提供
- (2) 図書館利用の促進
- (3) 図書館を拠点とした活動の支援
- (4) 誰一人取り残さない環境の整備

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(1)	蔵書の充実 【市民図書館管理課】	市民の学び成長を応援し、身近な課題解決に資する図書を中心に蔵書の充実に努めます。
4-(1)	電子書籍の充実 【市民図書館管理課】	図書館への来館が困難な方、また、新型コロナウイルス感染症等により図書館が開館できない場合でも図書資料の閲覧ができるよう、電子書籍の充実に努めます。
4-(1)	レファレンスサービスの充実 【市民図書館管理課】	市民の課題解決に向け、的確な情報を迅速に提供できるよう、レファレンスサービスの充実に努めます。
4-(2)	子ども読書活動 推進計画 <sup>2</sup> の推進 【市民図書館管理課】	令和4（2022）年3月に策定した計画を学校等とともに連携をしながら推進します。
4-(2)	学校図書館との連携 【市民図書館管理課】	図書館職員の学校派遣や司書教諭研修を実施します。また、団体貸出用図書の充実など、学校図書館との連携を深めます。
4-(2)	中・高校生の読書 フォーラム 【市民図書館管理課】	中・高校生の読書フォーラムを実施し、読書に関する興味・関心を深めます。

<sup>1</sup> 昭島市民図書館基本方針・基本計画・・・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24（2012）年12月19日文科科学省告示第172号）を踏まえ、図書館が次世代へ受け継がれる有形・無形の知的財産を守る知の拠点として、継続して運営していくことを目的とした計画。

<sup>2</sup> 子ども読書活動推進計画・・・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの読書活動の改善を図り、読書活動を推進するため、平成19（2007）年3月に平成23（2011）年度までの5年間の計画として策定し、以降、5年毎の更新を経て、令和4（2022）年3月に第四次計画を策定した。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
4-(3)	図書館ボランティア との協働 【市民図書館管理課】	読み聞かせや排架等、図書館ボランティアの活躍の場を広げるとともに、ボランティア講習会等を実施することにより、市民が参画した図書館づくりに努めます。
4-(3)	地域資料の保存 【市民図書館管理課】	地域への関心を高め、地域の良さを知ることを通して愛着を育むことができるよう、地域資料の収集・保存に努めます。
4-(4)	障害者用録音図書の提供 【市民図書館管理課】	障害者用録音図書の作成及び他機関からの借用により、安定的な提供を図ります。
4-(4)	多言語・多文化資料の充実 【市民図書館管理課】	様々な言語に対応できるよう、多言語・多文化資料の充実に努めます。
4-(4)	東部地区における分館の 設置【市民図書館管理課】	令和7（2025）年度に開設予定の市民総合交流拠点に分館を設置し、東部地区における図書館機能の充実に努めます。
4-(4)	移動図書館の実施 【市民図書館管理課】	図書館から遠い地域や身体的理由で図書館を利用できない方々のために、移動図書館「もくせい号」によるサービスの向上に努めます。
4-(4)	近隣他市の図書館との連携 【市民図書館管理課】	近隣他市の図書館との相互利用について模索し、市民の利便性を高めます。



## 施策の方向性

さまざまな対象、さまざまな課題の講座を多様な方法で開催し、「だれもが、いつでも、どこでも」自由に学ぶことができる環境を整えるとともに、公共施設の多目的な活用を進め、多様な学習活動を支援します。

市民に分かりやすい生涯学習情報の提供に努めるとともに、生涯学習サポーターの養成などを促進し、地域で活動する人や団体とのつながりを広げ、市民それぞれのニーズに応じた生涯学習活動への参加を支援します。

また、学習の成果を個人の生活や、地域の活動等に生かすことで、学びの意欲を向上させ、市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進します。

- (1) 学習機会の提供
- (2) 学習活動の支援
- (3) 学習成果の活用

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
5-(1)	公民館事業の充実 【市民会館・公民館】	仲間づくりの場、集団活動の場、学びの場、文化創造の場として、明日を築く市民が育つ拠点としての事業を展開します。
5-(1)	市民講座の実施 【市民会館・公民館】	公民館や他の公共施設を会場に、地域課題や生活課題に即したテーマの各種講座を開催し、身近なところで気軽に参加できる学習の機会を提供します。
5-(2)	生涯学習の機会の提供 及び支援 【社会教育課】	生涯学習の機会の情報提供のため、生涯学習情報雑誌「あきしま学びガイド」を発行します。また、学習相談に応じるなど、コーディネーターとしての役割を担い、市民の多様な学びを支援します。
5-(2)	社会教育関係団体の育成 【社会教育課】	社会教育関係団体の育成、発展を図るため団体の登録、補助事業や指導者育成の研修会（市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議等）を実施します。
5-(2)	市立会館管理運営事業 【社会教育課】	市民の活動拠点や地域の情報交換の場として 11 箇所に設置されている市立会館について、市民が快適に利用することができるよう管理運営に努めます。
5-(2)	公民館利用団体 懇談事業の実施 【市民会館・公民館】	公民館がより一層効果的に活用されるよう、公民館運営に関する意見交換会を公民館利用登録団体と行います。

番号	主な取組 【担当課】	取組の内容
5-(2)	障害のある青年の 交流講座の実施 【市民会館・公民館】	障害のある青年たちが、健常な青年たちと共に活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のために、多様な機会の提供と支援に努めます。
5-(3)	生涯学習サポーターの 養成と活用 【社会教育課】	地域で活動する人や団体とのつながりを広げるため、市民相互の力を活かした地域づくりを担う「生涯学習サポーター」を育成し、市民主体の様々な学びの機会と場の提供を支援します。
5-(3)	市民大学の実施 【市民会館・公民館】	市民としての自治能力を培い、学びの成果を地域で活かせるように、学術的な学びの場を提供する昭島市民大学 <sup>1</sup> を実施します。
5-(3)	シニア講座の実施 【市民会館・公民館】	高齢者が抱える様々な課題を学び、交流し、学びの成果を自身の生活に活かせるような講座を実施します。
5-(3)	公民館まつりの実施 【市民会館・公民館】	公民館で活動している多様な分野の団体が日頃の成果を発表し、団体間の交流を深め、地域コミュニティの醸成を図ります。

<sup>1</sup> 昭島市民大学・・・生涯学習の一環として、市民の自発的な学習を通して自治能力を培い、その学習の成果を地域や生活の場で発揮することを目的とした事業。学習過程は2年で、1年次は一般教養や基礎知識を習得し、2年次は課題別のコースに分かれて専門的知識を習得する。

## 第4章 各施策における政策指標

- 1 学校教育
- 2 生涯学習

第4章の政策指標は、第3章までの基本施策が固まりましたら、それを踏まえて策定することになります。  
今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。





## 資料

- 1 昭島市教育に関する大綱
- 2 パブリックコメント等

「昭島市教育に関する大綱」は、現在策定中のため、今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。